

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）の寄付金の受入れ等に関する事項は、財団の定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄付者 財団に寄付をする者をいう。
- (2) 寄付金 寄付者が寄付をする現金及び有価証券をいう。
- (3) 寄付金等 寄付者が寄付をする寄付金及び物品、土地、建物等の資産をいう。

(寄付金等の使途)

第3条 財団が受領する寄付金は、財団が実施する公益目的事業及び管理業務に使途を制限するものである。ただし、寄付金のうち管理業務への使用可能額は受領した寄付金全体の50%を上限とする。

- 2 財団が受領する物品、土地、建物等の寄付は、財団が実施する公的目的事業及び管理業務に使途を制限するものである。
- 3 寄付者は前2項の範囲内で寄付金等の使途を指定することができるものとする。

(寄付金等の募集)

第4条 財団は寄付金等を、常時募る事ができる。

- 2 財団は前項のほか、第3条第1項の範囲内で使途を制限した寄付金等を募ることができる。

(受入基準等)

第5条 寄付金等を受け入れようとする場合において、次の各号に掲げる寄付は受け入れることができないものとする。

- (1) 寄付金等により取得した財産を無償で寄付者に譲与することが条件付けられている寄付。
- (2) 寄付金等による学術研究等の結果得られた知的財産権を寄付者に譲渡し、又は使用させることが条件付けられている寄付。
- (3) 寄付金等の使用について、寄付者による会計検査の実施が条件付けられている寄付。
- (4) 寄付申込後、寄付者がその意思により寄付金等の全部又は一部を取り消すことができる寄付。

(5) 寄付金等の対価として何らかの利益又は便宜を供与することが条件に付されている寄付。

(6) 寄付金等の受け入れが財団の業務運営に支障をきたすおそれがある寄付、又は社会通念上受け入れが不相当と認められる寄付。

(寄付金等の申込)

第6条 寄付金等の申込をしようとする者（以下、「申込者」という。）は、所定の事項を記載した申込書（電磁的方法によるものを含む。）を財団の寄付金等取扱部署に提出するものとする。

2 申込者は、申込書により寄付金の使途を明確にするものとする。

(受入の決定)

第7条 寄付金等取扱部署は提出された申込を専務理事に報告するものとし、当該専務理事は、財団の運営上有意義であり、かつ、第5条の各号に定める受入基準に抵触しないものについて受入を決定するものとする。ただし、次の各号に該当する申込については、理事長の承認を得るものとする。

(1) 第3条第3項の寄付金等

(2) 現金以外の寄付金等

(3) その他理事長の承認を必要とする寄付金等

2 前項の規定にかかわらず、当該申込が重要な財産に該当する場合は理事会が受入を決定するものとする。

(寄付金等の事務処理手続)

第8条 財団は、寄付金等を受領したときは、寄付者に遅滞なく受領証を送付するものとする。ただし、寄付者が受領証の送付を希望しない場合はこの限りではない。

2 財団は、同一の寄付者からの寄付金等の受領が1年間に複数回にわたる場合には、受領証を一括して送付することができる。

3 受領証の送付は、寄付者の同意があり実務上可能である場合、電磁的方法によって代えることができる。

4 財団は、寄付金の収支状況及び使途について、定款第50条及び第52条に定める方法により適切に公表するものとする。

5 財団は、現金以外の寄付金等が固定資産に該当する場合には、寄付者の協力を得て適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載しなければならない。

6 財団は、寄付された固定資産で登記を要するものについては、寄付者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(特典)

第9条 財団は寄付者に対して礼状の送付を行い、その他財団の裁量で芳名披露(同意者のみ)及び財団が催すイベントの案内を行う。

(名誉会員)

第10条 この規程で定める寄付者のうち、財団に著しい功労のあった者は、理事会の推薦を経て、定款第14条第1項第2号に定める名誉会員になることができる。名誉会員の選定等の詳細については、別途定める。

(寄付金等の使途変更等)

第11条 専務理事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第3項若しくは第4条第2項で制限された使途を、理事会の承認を得て、第3条第1項の範囲内で変更することができる。

- (1) 寄付目的が達せられ、寄付金に残額が生じたとき。
- (2) 合理的な理由により、寄付金等の使用内容、組織等を変更するとき。ただし、財団は寄付者(寄付者が同意を表明できない場合においては寄付者の意思を了知しうる者)へ同意を得るものとする。

(寄付金等の運用)

第12条 財団は、別に定める財産管理運用規程に基づき寄付金等を運用することができる。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、寄付金等の取扱いに関し必要な事項は理事会の決議を経るものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。